

津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的として自動車急発進等防止装置（以下「防止装置」という。）を整備した高齢者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「防止装置」とは、オートマチック車におけるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる急発進等による交通事故を防止、若しくは被害を軽減するために、自動車に後付けする装置であり、国の性能認定を受けたもの、若しくは同等の性能を持つものとして市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 市内に住所を有する満65歳以上の者であること。
- (2) 非営利目的かつ自ら使用する自家用自動車に装置を整備する者であること。
- (3) 自動車運転免許証（普通自動車運転可能な免許であり、安全運転サポート車等限定条件付免許を除く）を保有している者であること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の交付の対象となる事業は、補助対象者が、岡山県内の自動車整備事業者に防止装置を整備させることをいう。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、防止装置の本体価格及びその整備に要する費用とする。ただし、同等の補助金を受けている場合は、当該補助金額を除いた個人負担分とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人につき1台とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 装置の概要及び機能が確認できるものの写し

- (3) 自動車検査証の写し（申請者が使用者であるもの）
- (4) 自動車運転免許証の写し
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、防止装置の整備を完了したときは、遅滞なく津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、条件に適合すると認められたときは、補助金の額を確定し、津山市津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金確定通知書を交付するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条、第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、当該補助金の返還を請求することができる。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該整備済自動車を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助金の交付を受けて防止装置を整備した自動車は、法令等の規定に基づき適正に管理し、整備完了日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交

換，貸付，売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，令和4年7月1日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は，令和7年3月31日(以下「失効日」という。)限り，その効力を失う。ただし，失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については，この要綱は，失効日以後も，なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金交付申請書

年 月 日

津山市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金の交付を受けたいので、津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

| 装置製造 メーカー | 装置名 | 整備される 自動車整備事業者 | 整備される車両の車種 及び自動車登録番号 | 整備予定 価格 |
|--------------|-----|-------------------|-------------------------|------------|
| | | | | |

2 補助金交付申請額

金 _____ 円（見積額の 3 分の 2 上限 100,000 円）

3 添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 装置の概要及び機能が確認できるものの写し
- (3) 自動車検査証の写し（申請者が使用者であるもの）
- (4) 自動車運転免許証の写し
- (5) 市税等の完納証明書

様式第2号（第10条関係）

津山市自動車急発進等防止装置整備費補助金実績報告書

年 月 日

津山市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった 年度津山市
自動車急発進等防止装置整備費補助事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

1 補助事業の内容

| 装置製造 メーカー | 装置名 | 整備される 自動車整備事業者 | 整備される車両の車種 及び自動車登録番号 | 整備価格 |
|--------------|-----|-------------------|-------------------------|------|
| | | | | |

2 補助金交付決定額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 整備前及び整備後の写真